

令和6年度 認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園

利用のご案内



上峰町役場 住民課子育て支援係 TEL52-7412

満3歳以上の就学前のこどもが教育施設を利用するとき、上峰町から支給認定を受ける必要があります。

併せて教育時間の前後の「預かり保育」を利用希望し、その利用料が無償化の対象となるには、

添付書類が必要になります。

内容をよく読んでお申込みください。

令和6年度年齢早見表(入所調整は4月1日時点の年齢で行います。)

4月1日時点の年齢	生年月日
満3歳児*	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (令和6年度中に3歳となり認定こども園・幼稚園を利用する場合)
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日

※ 1号認定(幼稚園部分)では、3歳となった翌月から満3歳児として入園可能です。

不足する様式がダウンロードできます。

上峰町ホームページ⇒令和6年度保育施設の利用申し込みについて

▼URL

<https://www.town.kamimine.lg.jp/kiji003641/index.html>

▼QRコード

